

群馬労働局の取組 トピックス (令和6年4月10日配信)

(群馬働き方改革推進支援センター)
(働き方・休み方改善コンサルタント)

発信者 雇用環境・均等室



○群馬労働局の取組をトピックスで紹介します。お役立ち情報を載せていますので、ぜひ貴法人・機関、会員の皆様にもご活用いただけるようお願いいたします。この情報は群馬労働局HP（新着情報）にも掲載しています。

○ご不明な点は、**雇用環境・均等室**までお問い合わせください。 **(027-896-4739)**

①「群馬働き方改革推進支援センター」が、事業主のお悩み解決を支援します！

来所・電話相談



来所・電話によりご相談を承ります。

受付時間 平日9:00~17:00

群馬働き方改革推進支援センター

TEL **0120-486-450**

企業等への訪問相談サービス



社会保険労務士等の専門家が、会社又は事業主団体に対し、訪問もしくはオンラインでコンサルティングや相談対応を行います（無料）。

助成金の活用相談



キャリアアップ助成金や業務改善助成金等の活用による、非正社員の待遇改善の相談も承ります。



セミナー開催

企業向けのセミナーを随時開催しています。

以下の様な相談に対応します

- ◎同一労働同一賃金（非正規社員の待遇改善）
- ◎長時間労働の是正（残業の削減）
- ◎建設業、自動車運転者の時間外労働の上限規制
- ◎生産性向上による賃金引上げ
- ◎年次有給休暇の取得義務化への対応
- ◎テレワークを実施したい
- ◎人手不足に困っており、定着率を上げたい
- ◎最低賃金が毎年上がり、対応に困っている
- ◎仕事と育児や介護の両立支援
- ◎職場風土（ハラスメント防止等）
- ◎36協定・就業規則の見直し等

キャリアアップ助成金とは

非正社員のキャリアアップを促進するため、「正社員化コース」や「賃金規定等改訂コース」等の複数のコースがあり、各企業に合わせたコースをご説明できます。

例：「賃金規定等改定コース」

有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を増額改定し、実際に賃金を引き上げた場合に助成します。

業務改善助成金とは

中小企業が、**生産性向上に資する設備投資等**（機械設備、コンサルティング導入、人材育成・教育訓練）を行うとともに、**事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合**、その設備投資等に要した費用の一部を助成するものです。

利用者の声 【事業内容：飲食業 従業員：83人】

従業員が納得感をもって働ける環境が整備でき、不平や不満も最小限になってきている。給与や労務関係の担当者もこれまで曖昧になっていた待遇面での問題が解決され、管理スキルが上がってきた。これからも、従業員の意見に耳を傾け、よりよい労働環境にしていきたい。



② 働き方・休み方改善コンサルタント

《働き方・休み方改善コンサルタント※》

を活用してみませんか！

社内でこのようなご要望・お悩みはありませんか？

～コンサルタントにご相談ください。（訪問も可）

※コンサルタントは、社会保険労務士の資格を持つ者等、労働関係法令・制度に専門的な知識を持つ人物の中から、都道府県労働局長が任用した非常勤の国家公務員です。

◆従業員の健康保持やワーク・ライフ・バランスを推進したい

～業務の特性に応じた柔軟な働き方の導入を検討したい（変形労働時間制や裁量労働制の活用等）

～長時間労働を見直したい（時間外・休日労働の削減等）

◆優秀な人材を確保するためにも年次有給休暇をはじめ休暇制度を充実したい

～年次有給休暇を取りやすくしたい（時間単位年休・計画年休導入等）

～特別休暇制度を導入したい（病気休暇・教育訓練休暇・特別休暇等）

◇育児・介護等のために退職してしまう従業員がいる

◇短納期発注での「しわ寄せ」を受けている

相談無料！



働き方改革推進に向けて

「令和6年度働き方改革推進支援助成金」を活用しませんか！

～中小企業事業主の皆様向け～

◆業種別課題対応コース

◎令和6年4月から建設業・運送業・病院等にも時間外労働の上限規制が適用されました。

⇒労働時間の削減等、上限規制への円滑な対応に向けた環境整備を支援します。

◆労働時間短縮・年休促進支援コース

◎時間外労働の上限規制が適用されています。

⇒生産性を向上させ労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備を支援します。

◆勤務間インターバル導入コース

◎勤務間インターバル制度の導入が努力義務化されています。

⇒勤務終了から次の勤務迄の一定時間以上の生活時間・睡眠時間の確保に向けた環境整備を支援します。

～事業主団体の皆様向け～

◆団体推進コース

⇒事業主団体などが、傘下の事業主のうち、労働者を雇用する事業主の労働条件改善のために、時間外労働の削減や賃金引上げに向けた取組を支援します。



【問い合わせ先】群馬労働局 雇用環境・均等室

〒371-8567 前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎8F

TEL：027-896-4739（平日9：30～17：00）

<群馬労働局の取組 トピックスコーナー>

https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_kintou/topics.html



トピックスのバックナンバーはHPを見てね！



厚生労働省

群馬労働局

雇用環境・均等室